

確認問題 解説

確認問題はテキストの復習問題です。間違った問題やあやふやだった問題は該当箇所に戻って、しっかり確認しましょう。

第1章

問題1

① ○

P 1 3 ①行為規範

② ×

P 1 5 商慣習は民法に優先する。

③ ○

P 1 5 ~ ②判例法

④ ×

P 1 7 **注意！**

⑤ ○

P 1 4 本文1行目 法源とは

第2章

問題1

① ×

P 2 8 **注意！**

② ×

問題2 ③

① 誤り P 3 5 ②三審制

② 誤り p 3 6 **注意！**

③ 正しい P 3 3 ※裁判書の上2行

④ 誤り P 3 4 ・家庭裁判所

第3章 ①

P 5 1 ①

「又は」、「若しくは」を、正しく入れると以下のようなになる。

「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。」

この問題の解き方。

この条文は、以下の3つに分けられる。

- ① 長は・・・協議して、
- ② ……委任・補助執行できる。
- ③ 但し、・・・

一番わかりやすいのは、①では分ける段階が一つしかないから、アに「又は」が入る。②は、分ける段階が複数あるが、委任の文章と補助執行の文章に分けられるので、エに「又は」が入ることがわかる。するとアが「又は」でエも「又は」は①しかないので正解にたどり着ける。

第4章

① 個人主義

P 7 6 憲法13条の囲みの下

② 所有権絶対

P 8 1 (3)

③ 罪刑法定主義

P 8 7 ①刑法の目的のタイトルの下6行目

④ 社員

P 9 0 ホワイトボード 株式の説明

⑤ 職権進行主義 ⑥ 当事者主義

P 9 2 冒頭

⑦ 令状主義

P 9 4 捜査のタイトルの下5～6行目

